

# 周防大島町長・ 周防大島町議会議員一般選挙 投票日は11月14日(日)

## 立候補の届出

立候補の届出は11月9日の午前8時30分から午後5時まで周防大島町役場3階会議室で受け付けます。

## 投票できる人

このたびの選挙で投票するためには選挙権があるだけでなく、周防大島町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿には、周防大島町の住民基本台帳に記録されしかも周防大島町に住んでいる人の中で次の人が登録されています。

- 昭和59年11月15日以前に生まれた人で、平成16年8月8日までに大島郡旧4町に住民登録をし、引き続き周防大島町に住所がある人
- ☆選挙人名簿の縦覧

11月9日に選挙人名簿の閲覧ができます。場所は周防大島町役場各総合支所と大島庁

舎2階の選挙管理委員会事務局です。

## 投票できない人

- 次の人は、このたびの選挙では投票できません。
- 投票日または期日前投票までに町外に転出した人は選挙人名簿に登録されていても投票することができません。
  - 死亡した人や日本国籍を失った人
  - 禁治産者の宣告を受けている人
  - 禁固以上の刑に処せられその執行を終えるまでの人
  - 選挙犯罪によって公民権が停止されている人

## 投票者の氏名は正しくはつきり

投票の際には、投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのいずれでもかまいませんから、候補者

の氏名を正しくはつきり書いてください。投票記載所に候補者の氏名が掲示してありますのでよく確かめましょう。なお次のような投票は無効票として取り扱われます。あなたの大切な一票を無駄にしないよう十分注意してください。

- 正規の投票用紙以外のもの
- 1枚の投票用紙に2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- 候補者の氏名の他に他事を記載したもの
- ゴム印押印等、候補者の氏名を自署しないもの
- 候補者の氏名が判断できないもの

## 点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので投票所で係員に申し出てください。

## 代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、体が不自由などの理由により、自分で書くことが困難な人は投票所で係員に申し出てください。あなたの支持する候補者の氏名を係員が代筆します。もちろん秘密は固く守られます。

## こんな時は期日前投票を

投票日の11月14日に仕事や冠婚葬祭、レジャーや買い物などの私用で投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。仕事や冠婚葬祭などの予定があるため、投票日当日投票所に行くことができない人は、前もって期日前投票をすることができます。

期日前投票においては、投票所入場券(届いている人のみ)を持参して早めに投票しておきましょう。手続きも簡単で印鑑も不要です。期日前投票の日程は次のとおりです。

期日前投票の日時	
場所	日時
各総合支所	11月10日(水)～13日(土) 午前8時30分～午後8時
各出張所	11月12日(金) 午前8時30分～午後5時
笠佐老人憩の家	11月10日(水) 午前10時30分～11時30分

## こんな時は不在者投票を

●指定病院などに入院中の入  
県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(入所)中の人は、その病院や施設で不在者投票をすることができます。病院長や施設管理者に申し出てください。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人で、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けるなど一定の条件に該当する場合に申し出により自宅で投票できる制度です。投票する場合はあらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求するようになっています。証明書の交付に時間を要します。早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 開票

開票は11月14日午後8時から周防大島町B&G海洋センター体育館で行います。

■問い合わせ/選挙管理委員会事務局 ☎74-1000